

2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の 発行条件等の決定に関するお知らせ

ソニー株式会社（以下「当社」といいます。）は、2012年10月31日の当社取締役会決議による委任に基づく2012年11月14日の当社代表執行役 社長 兼 CEOの決定による2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	957円
(参考)	
発行条件決定日（2012年11月14日）における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価（終値）	870円
ロ. アップ率 $\{[(\text{転換価額}) / (\text{株価(終値)}) - 1] \times 100\}$	10.00%

(ご参考) 2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- (1) 本社債の発行総額（額面金額 1,500億円及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を合計した額）

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は米国内において又は米国向けに配布するものではありません。本報道発表文は、米国又はその他いかなる地域においても証券の募集を行うものではありません。本社債については、米国1933年証券法（以下「米国証券法」といいます。）又は米国のいずれかの州の証券法に基づく登録が行われておらず、またその予定もありません。そのため、米国証券法に基づく登録を行うか又は登録義務の免除を受けない限り、米国内において又は米国人（米国証券法に基づくレギュレーションSにおける定義によります。）に対し、米国人のために若しくは米国人の計算で募集又は販売を行うことはできません。本件については、米国内で一般募集を行う予定はありません。

- | | |
|--------------------------|--|
| (2) 発行決定日 | 2012年11月14日 |
| (3) 本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日 | 2012年11月30日(ロンドン時間、以下別段の表示がない限り同じ) |
| (4) 本新株予約権を行使することができる期間 | 2012年12月14日から2017年11月16日の午後3時までとする。
但し、かかる行使は、本新株予約権付社債の要項に従った時期的制限を受ける。 |
| (5) 償還期限 | 2017年11月30日 |
| (6) 潜在株式による希薄化情報 | 今回のファイナンスを実施することにより、2012年9月30日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は15.60%になる見込みです。
(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値です。 |

※詳細は、本日付け当社プレスリリース「2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は米国内において又は米国向けに配布するものではありません。本報道発表文は、米国又はその他いかなる地域においても証券の募集を行うものではありません。同社債については、米国1933年証券法（以下「米国証券法」といいます。）又は米国のいずれかの州の証券法に基づく登録が行われておらず、またその予定もありません。そのため、米国証券法に基づく登録を行うか又は登録義務の免除を受けない限り、米国内において又は米国人（米国証券法に基づくレギュレーションSにおける定義によります。）に対し、米国人のために若しくは米国人の計算で募集又は販売を行うことはできません。本件については、米国内で一般募集を行う予定はありません。